

日本ソフトテニス連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.jsta.or.jp>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	・長期基本計画（未来構想）2022～2041並びに中期基本計画2022～2026については、令和3年（2021年）11月度理事会決議、同年12月度評議員会で承認され、同年12月7日にHPにて公開した。 ・ソフトテニスのMission & Visionについては令和5年度内の策定を目指して検討中であり、令和6年度内にHPでの公表を計画している。	(1)ソフトテニス長期基本計画(未来構想) (2)ソフトテニス中期基本計画(2022～2026) (3)令和5年度事業計画書 (4)令和4年度臨時評議員会議事録
2	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	・「事務局規程」において職員定数を定めている。今後の人材採用及び育成に関する計画は、中期基本計画に盛り込み、組織運営の強化を図ることとする。 ・現在未策定の人材採用及び育成に関する計画については、次期中期基本計画から盛り込めるよう策定していく。	(1)事務局規程 (2)ソフトテニス中期基本計画
3	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	・定款に基づき、毎事業年度ごとに事業計画書及び収支予算書を策定し、HPで公表している。 ・中期財務計画については、財務委員会及び財政再建・スポンサー獲得部会が中心となり検討中であるが、会費収入の変動が大きく、予測難易度が高いため、当初予定としていた令和5年度内の策定ならびに公表が遅れている。収入の経年変化を精査した上で、令和6年度内に公表できるよう進行していく。	(1)令和5年度事業計画書 (2)令和4年度臨時評議員会議事録
4	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	・令和5年(2023年)10月度時点での外部理事の割合は13%(3人／23人)となっている。 ・令和5年(2023年)10月度時点での女性理事の割合は9%(2人／23人)となっている。 ・外部理事及び女性理事の目標割合については、ガバナンスコードの審査基準値(それぞれ25%及び40%)を基本として、定款及び役員選出規程の改正と共に、令和5年度臨時評議員会(2024年2月開催予定)での承認に向けて進行していく。	(1)役員名簿 (2)定款 (3)役員選出規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	・令和5年(2023年)10月度時点での外部評議員及び女性評議員の割合はいずれも0%(各0人／50人)となっている。 ・令和6年度の評議員改選に向けて、外部評議員及び女性評議員の割合を高める為の素案を理事会で策定し、令和5年度臨時評議員会(2024年2月開催予定)にて協議する予定で進行する。	(1)評議員名簿 (2)定款
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	・令和4年(2022年)7月度改組のアスリート委員会において、女性理事を委員長として選出した。 ・委員会は委員長1名、副委員長1名、委員4名の計6名で構成されている。構成員は本連盟役員、学識経験者、選手経験者及び現役選手となっており、女性の比率は50%(3人／6人)である。 ・令和4年度は2回のアスリート委員会を開催した。(第1回：2022年11月9日(水)、第2回：2023年3月14日(火))令和5年度も年度内の開催を予定しているが、アジア大会等の国際大会、国内大会の日程と調整中。 ・アスリート委員会の議事内容については、委員会終了後、担当業務執行理事であるマーケティング本部長へ報告されている。	(1)専門委員会名簿 (アスリート委員会) (2)アスリート委員会規程 (3)令和4年度第1回アスリート委員会議事録 (4)令和4年度第2回アスリート委員会議事録
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	・ガバナンスコードで求められている理事会の役割を踏まえ、審査項目4と併せ、現行の理事定数(20名以上23名以内)の的確性を再検討し、当連盟における事業活動に必要な理事会の規模と構成を見直した上で、理事定数及び構成にかかる諸規程の改正案を策定し、令和5年度臨時評議員会(2024年2月開催予定)での承認に向けて進行していく。	(1)定款
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	・役員選出規程において、役員は選任時にその年齢が70歳未満と定めている。	(1)役員選出規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	・ 現行の役員選出規程において役員の再任回数の上限は設けていない。 ・ 審査項目4及び審査項目7と併せて理事会のあり方について再検討し、理事の再任回数にかかる役員選出規程等の改正案を策定し、令和5年度臨時評議員会(2024年2月開催予定)での承認に向けて進行していく。	(1)役員選出規程
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	・ 役員候補者の選考にかかる委員会は独立しており、現行の委員会は、役員選出規程の規定により加盟団体から選出される計12名で構成することとなっている。 ・ 有識者の配置を含む役員選考委員の構成については、役員選出規程の改正案を策定し、令和5年度臨時評議員会(2024年2月開催予定)での承認に向けて進行していく。	(1)役員選出規程
11	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	・ 法令を遵守する各種規程を定めて組織運営にあたっている。	(1)役員・職員倫理規程
12	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	・ 定款を始め、各種規程を整備し、組織運営にあたっている。	(1)定款 (2)会員登録規程 (3)役員選出規程 (4)競技者規程 (5)専門委員会規程 (6)事務局規程 (7)会計事務規程 (8)加盟団体規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
13	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	・組織運営に必要な各種規程を整備し、業務にあたっている。	(1)会員登録規程 (2)競技者規程 (3)公認審判員規程 (4)技術等級制度規程 (5)表彰規程 (6)事務局規程 (7)会計事務規程 (8)文書管理規程 (9)旅費支給規程 (10)慶弔規程 (11)コート公認規程 (12)用具用品およびコート施設に関する公認規程 (13)公印規程
14	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	・役員等の報酬、旅費等の費用に関する規程を整備し運営にあたっている。	(1)役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程 (2)旅費支給規程
15	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	・定款並びに特定費用準備資金等取扱規程及び会計事務規程を整備し運営にあたっている。	(1)定款 (2)特定費用準備資金等取扱規程 (3)会計事務規定

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	・定款のほか維持会員規程、会員登録規程等の財政的基盤の整備にかかる各種規程を定めて運営している。	8.定款 34.維持会員規程 18.会員登録規程 23.公認審判員規程 24.技術等級制度規程 30.用具用品およびコート施設に関する公認規程 57.加盟団体規程 35.会員及び会費に関する規程 33.特定費用準備資金等取扱規程
17	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	・「日本代表チーム・ナショナルチーム・全日本アンダーチーム編成基準」において選考基準を定め、当該編成基準に附則する「日本代表チーム及びナショナルチーム選手選考基準」において選考人数、選考時期、選考方法を明記し、日本代表として参加する権利を得る大会名も明記している。	(1)ナショナルチーム・全日本アンダーチーム編成基準
18	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	・公認審判員規程及び審判委員選考規程を整備し運営にあたっている。	(1)公認審判員規程 (2)審判委員選考規程
19	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	・弁護士との顧問契約を締結しており、業務遂行上に懸念等がある場合には、適宜相談できる体制を整えている。	(1)弁護士との顧問契約書

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	・倫理・コンプライアンス委員会を設置している。 ・コロナ禍により令和4年度の委員会開催は見送られたが、令和5年度は委員会の開催を予定している。	(1)専門委員会名簿 (倫理・コンプライアンス委員会) (2)役員・職員倫理規定
21	〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	・令和4年(2022年)7月度に改選された倫理・コンプライアンス委員会では、学識経験者1名、公認会計士1名を配置している。	(1)専門委員会名簿 (倫理・コンプライアンス委員会)
22	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・役職員に対するコンプライアンス教育として、JOCのNF総合支援センターが主催する「法務サポートにおける研修会」に役職員が参加することで対応しており、令和4年度は延35人が参加した。令和5年度も積極的な参加を呼びかけている。	(1)令和4年度 JOC NF総合支援センター法務サポートにおける研修会役職員参加履歴
23	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	・選手及び指導者向けのコンプライアンス教育については、令和4年度は実施出来なかった。 ・令和5年(2023年)12月にナショナルチーム及び全日本アンダーチームの再編があるので、新チームに対するコンプライアンス教育として、令和6年(2024年)1月から3月の期間内で実施する研修会計画を令和5年(2023年)12月末までに立案する。	(1)強化スタッフ_ナショナルチーム_全日本アンダーチームリスト
24	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・審判員向けのコンプライアンス教育として、令和5年(2023年)2月25日～26日に開催された全国審判委員長会議において、顧問弁護士事務所の弁護士2名を講師としたリモート形式のコンプライアンス研修を実施した。	(1)全国審判委員長会議コンプライアンス研修セミナー投影資料 (2)令和5年度全国審判委員長会議実施要項

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	・ 弁護士、公認会計士、社会保険労務士との業務委託契約を交わしており、日常的なサポートを受けることができる体制を整えている。	(1)顧問弁護士との業務委託契約書 (2)社会保険労務士との業務委託契約書 (3)顧問会計士との監査契約書
26	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	・ 監事3名による内部監査、公認会計士による外部監査を定期的に行っている。 ・ 監事は、役員選出規程の規定に基づき、学識経験者1名、東日本地域の加盟団体から1名、西日本地域の加盟団体から1名、合計3名の監事を設置している。 ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に準じて監査報告書を作成している。	(1)令和4年度事業報告書 記載会計監査実施期日 (2)令和5年度監査計画 (3)役員選出規程 (4)令和4年度決算報告書 (5)令和5年度収支予算書
27	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	・ 当連盟では（公財）日本スポーツ振興センターなど他団体から助成・補助を受けている事業、また（公財）日本スポーツ協会から委託を受けている事業があり、対象事業については定められた実施要領等に従っている。担当者から事務局長、専務理事へと確認し決裁を得ることとしており、組織的に適正に実施している。 ・ 役員・職員倫理規程において、補助金、助成等の経理処理は公益法人会計基準に基づく適正な処理を行うこと並びに流用や不正行為を禁じることが定められている。	(1)役員・職員倫理規程
28	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	・ 事業計画書及び事業報告書、収支予算書及び決算報告書（貸借対照表、財産目録、監査報告）を当連盟HPで毎年公開している。	(1)令和4年度事業報告書 (2)令和4年度決算報告書 (3)令和5年度事業計画書 (4)令和5年度収支予算書
29	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	・ 日本代表チーム・ナショナルチーム・全日本アンダーチーム編成基準を定め当連盟HPで公開している。	(1)日本代表チーム・ナショナルチーム・全日本アンダーチーム編成基準

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
30	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	・当連盟のガバナンスコード遵守状況はHPで公開している。	(1)令和4年度ガバナンスコード自己説明公表様式
31	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	・役員・職員倫理規程において、「役・職員は日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない」と定めている。 ・利益相反が疑われる契約については、これまでは実例がなかったが、抵触されと思われる案件がある場合は、理事会で諮ることとしている。 ・令和5年(2023年)9月度理事会(決議省略)において「利益相反ポリシー」が承認され、令和5年(2023年)10月1日から施行する。	(1)役員・職員倫理規定 (2)事務処理規程
32	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	・令和5年(2023年)9月度理事会(決議省略)において「利益相反ポリシー」が承認され、令和5年(2023年)10月1日から施行する。	(1)利益相反ポリシー
33	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	・当連盟HPにおいて、通報相談窓口の案内と、「日本ソフトテニス連盟 指導基本規程違反の被害救済と処分の流れ」を公開している。 ・指導基本規程のほか、関連する通報制度に係る規程改正及び研修計画については、現在顧問弁護士に相談中であり、令和5年度内に規程改正に向けた理事会審議が諮れるよう作業を進行していく。	(1)指導基本規程 (2)指導基本規程違反救済申立処理委員会及び指導基本規程違反救済審査委員会規程 (3)HP公開の指導基本規程違反の被害救済と処分の流れ
34	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	・指導基本規程違反救済審査委員会には弁護士が含まれている。	(1)専門委員会名簿 (指導基本規程違反救済審査委員会)

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	・懲罰制度にかかる役員・職員倫理規程、事務職員就業規則、競技者規程等について、処分の内容や手続き方法等を明確にするよう見直し、具体的な改正内容を現在顧問弁護士に相談中であり、令和5年度内の改正に向けた理事会審議が諮れるよう作業を進行していく。	(1)役員・職員倫理規定 (2)事務局規程に付随する事務職員就業規則 (3)競技者規程
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	・役員・職員倫理規程、事務局員就業規則及び競技者規程に基づく処分審査を行う者の中立性、専門性が担保されていないため、現在顧問弁護士に相談中であり、令和5年度内に規程等改正に向けた理事会審議が諮れるよう作業を進行していく。	(1)役員・職員倫理規定 (2)事務局規程に付随する事務職員就業規則 (3)競技者規程
37	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	・競技者規程に、処分対象者の不服申し立ては日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って仲裁により解決されることを明記している。 ・JOC加盟団体自動応諾条項の採用団体として、平成16年(2004年)11月から、日本スポーツ仲裁機構のホームページに掲載されている。	(1)JSAA HP内仲裁条項採択状況ページ参照 (2)競技者規程
38	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	・競技者規程において、不服申し立ては「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されると明記しており、処分対象者にはこの旨を記載して通知する。	(1)競技者規程
39	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	・危機管理委員会を設置しており、危機管理及び不祥事に対応する体制は整えている。 ・令和5年度第1回理事会(2023年5月29日(月)開催)において、危機管理委員会が策定した危機管理マニュアルが承認され、令和5年7月1日から運用開始した。	(1)専門委員会名簿 (危機管理委員会) (2)令和5年度第1回理事会議事録 (3)危機管理マニュアル

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
40	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	・本連盟は審査書類提出時から過去4年以内に不祥事は発生していない。	
41	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	・当連盟では、過去4年間以内に不祥事に伴う外部調査委員会は設置していない。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	・ 定款において加盟団体の定義、権利、義務及び処分を明記している。 ・ 加盟団体に対する指導、助言及び支援を行うことを定めた加盟団体規程の改正が、令和5年度第2回理事会（2023年9月度 決議省略）において承認され、令和6年(2024年)4月1日から施行される。	(1)定款 (2)加盟団体規程
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	・ 令和5年度の加盟団体会議は現在リモート等を活用した形式で計画中であり、ガバナンスの確保、コンプライアンスの強化を盛り込んだ会議を実施する予定である。	